コロ

用捻出のため、 ナ禍の長期化に伴う対策費 イギリス・アメリ

税制改正要望を概観する令和4年度の

検討されています 各省庁から要望のあった令和4 年度の税制改正項目のうち、 小企業に関連する項目について 主なポイントを解説します。

こんな項目が

佐々田公認会計士事務所

公認会計士・税理士 佐々田

カ等では法人税率の引上げが発表 令和4年度税制

の公表は、 改正の動向が非常に気になるとこ されているなか、 しかしながら、 衆議院の解散総選挙を 今回の要望事項

> 度236項目)、 間近に控えてのタイミングとなっ ました。 新規の改正要望は少数にとどまり 延長・既存税制の拡充が中心で、 内容的にも例年以上に適用期限 に比べて項目数も少なく、また、 たためか、 (昨年度239項目)と昨年度 国税163項 地方税166項 自

土地·住宅

税制

中小企業関連

税制

その他の

要望

個人関連

税制

法人関連

税制

になっています。 オーメーションへの対応等が中心 掲げられたデジタル・トランスフ 活困窮者の支援、 ある中小企業・小規模事業者や生 年度に引き続きコロナ禍で苦境に 要望内容の方向性としては、 国家施策として

応」です。 応した新たな国際課税制度への対 された「経済のデジタル化等に対 めているのは、経済産業省から出

いう2本柱の新ルールについて最 ル課税」「ミニマムタックス」と ールについての議論が進められて なくなったことから、 行の国際課税原則が合理性を持た よって課税国を判定するという現 経済のデジタル化 恒久的施設 (OECD)を中心に新ル ことし10月に「デジタ (PE)の の進展に伴 経済協力開 有無に

昨

令和4年度の「税制改正

そんななかで今回最も注目を集

終合意がなされています。

注視されるところです。 目指して、 今回の合意の下、 して以来の歴史的な見直しとなる 国際課税原則が約百年前に確立 以下では、 今後の法整備の動向が 令和5年導入を

めています。 中心に主要な改正要望事項をまと 中小企業関連税 制

### 法人関連税制

### る源泉徴収の廃止 完全子法人株式等の配当に係

**(1)** 

れています。 すべきとの要望が金融庁から出さ の配当に係る源泉徴収を不適用と 法人株式等および関連法人株式等 今回新規の要望として、 完全子

るとの指摘があり、 還付の手間がかかって非効率であ 趣旨に沿 ら差し引く処理が必要となります。 確定申告時に親法人等が納付額か 払う側で源泉徴収・納付のうえ、 とされており、 とされる場合でも源泉徴収の対象 法人税の算定にあたり益金不算入 らの配当等については、 これに対して、 現行制度では、 っていないうえ、 三旦 源泉徴収の制度 完全子法人等 今回の要望は 配当金を支 親法人の 納付と

それに対処したものです。

### **税制の適用期限延長** (2) オープンイノベーション促進

大企業の有する資金・技術・販 野等経営資源のスタートアップ企 事業再構築の加速化を目的とし て、事業会社からスタートアップ 企業への出資に対する一定の所得 空業への出資に対する一定の所得 を令和5年度末までとする要望が を令和5年度末までとする要望が

# び延長の近年の近年のである。

一部または全部の本社機能の地方への移転・地方に本社を置く企方への移転・地方に本社を置く企業の本社増築・増強等を対象に、業の本社増築・増強等を対象に、対して税額控除(建物等の取得に対して税額控除(建物等の取得の場合には特別償却も選択可)を受けられるいわゆる地方拠点強化受けられるいわゆる地方拠点強化受けられるいわゆる地方拠点強化で表す。

### 4 印紙税のあり方の検討

印紙税の文書課税方式が経済取引近年の電子取引の増大に伴い、

望されています。 しが、引き続き経済産業省から要よる印紙税のあり方の抜本的見直の実態にそぐわなくなったことに

### 中小企業関連税制

## の延長・中小法人の交際費課税の特例

(1)

望が経済産業省から出ています。 中小法人が支出した交際費等の 中小法人が支出した交際費等の 中小法人が支出した交際費等の

# (2) 中小企業者等の少額減価償却

中小企業者等を対象とした取得価額30万円未満の少額減価償却資産について、合計300万円を限度として即時償却を認める特例の度として即時償却を認める特例の度として即時償却を認める特例の方列を限がある。

# 措置の延長編・統合等に係る税負担の軽減の中小企業・小規模事業者の再

認定を受けた経営力向上計画に

者から出されています。
者から出されています。
を登録免許税の軽減措置を、令和5
を行なった際に発生する

# 中小企業・小規模事業者の経営實課税の特例 版・個人版事業承継税制の拡充(4) コロナ禍等を踏まえた法人

ます。 者の高齢化が急速に進展し、円滑 制のさらなる拡充が要望されてい 味した法人版・個人版事業承継税 済産業省からコロナ禍の影響も加 制 ースが増加しており、事業承継税 事業承継時期を後ろ倒しにするケ したが、今般のコロナ禍の影響で 「事業承継税制」が創設されて以 続税・贈与税の負担を猶予する か、平成21年度に事業承継時の相 展が喫緊の課題とされているな な事業承継による事業の持続的発 このような現状を踏まえて、経 版・個人版事業承継税制の拡充 の申請件数も減少しています。 中小企業・小規模事業者の経営 制度の拡充が行なわれてきま

# 正長 所得の非課税措置の拡充および 経営者の私財提供に係る譲渡

から、再生企業の保証人となって中小企業の再生を支援する観点

いる経営者が、「合理的な再生計画」に基づき当該再生企業に対し画」に基づき当該再生企業に対し画」に基づき当該資産に係る譲渡益を非の間、当該資産に係る譲渡益を非の間、当該資産に係る譲渡益を非のがとする特例について、適用対象者の拡大と、適用期限の3年間の延長を求める要望が金融庁等かの延長を求める要望が金融庁等から出されています。

#### (6) その他

経済産業省等から、小規模企業等に係る税制のあり方について検等に係る税制のあり方について検禁件数の増加の可能性等を踏まえた中小企業に対するセーフティネット制度の適正化に向けた税制整備等の要望が出ていますが、具体的な内容については示されていません。

### 土地・住宅税制

### (1) 固定資産税の軽減措置

地域を中心に固定資産税負担が増和4年度も大きく地価が上昇するすべて配が生産を大きく地価が上昇したが、令の土地について前年度税額に据えている。

#### ■令和4年度の主な税制改正要望項目

#### ● 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の廃止 オープンイノベーション促進税制の適用期限延 法人関連税制 ●地方拠点強化税制の拡充および延長 ●印紙税のあり方の検討 申小法人の交際費課税の特例の延長 ●中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の 損金算入の特例措置の延長 ●中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る 中小企業関連 税負担の軽減措置の延長 税制 ■コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継 税制の拡充 ●経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置 の拡充および延長 固定資産税の軽減措置 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世 土地・住宅 税制 代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例 措置の延長 ●緊急小口資金等の特例貸付に係る非課税措置の 個人関連税制 ●ひとり親家庭住宅支援資金貸付金に係る非課税 措置の創設等 ●電子帳簿等保存制度において使用するタイムス その他 タンプの認定機関を総務大臣へ

置を2年延長し、 事に要し ています。 とする要望が国 合を所得税額から控除する特例措 た借入金の残高 土交通省等から出 令和5年末まで 0 定割

土交通省等から要望されています。

する見込みとなっており、

景気

への

配慮等、

必要な措置が国

#### 個 人関連税制

(2)

既存住宅の耐震・バリアフリ

省エネ・三世代同居・長期

#### る非課税措置の創設 緊急小口資金等の特例貸付に

ウイルス感染症の影響による生活 [窮者を対象に実施され 厚生労働省からは、 新型コ ている最 口 ナ

費用相当額の一定割合、 を行なった場合に、

または工

宅化を目的とした一定の改修工

事

標準的な工事

ネ化、三世代同居化、

長期優良住

耐震化、バリアフリ

Ì

化

省

工

(1)

例措置の延長

優良住宅化リフォームに係る特

0) 件 等 大200 要望されています。 の特例貸付につい 債務免除益を非課税とする措置 を満たし償還を免除され 万円までの緊急小口 て、 一定の条 た場合 資

## (2)

る要望が厚生労働省から出 する高等職業訓練給付金の 給付金・修学中の生活費等を補助 講費を助成する自立支援教育訓練 った場合の債務免除益や、ひとり 支援資金貸付金」の制度において 貸付を行なう「ひとり親家庭住宅 ひとり親への支援として住居費の 定の条件を満たし返済免除とな が教育訓練を受講する場合の受 自立に向けて意欲的に取り組む 付金に係る非課税措置の創設等 て、 非課税措置等を求 が拡充分

#### (3)

0) デリ

バ 高限度額 :適用限 |の相続税非課税限度額の引上げ ティブ取引・預貯金等への拡 金融所得の損益通算範囲 所得税法上の生命・ 個人年金の各保険料控除の最 度額 度額 (および保険料控除の合 の拡大、 配偶者および 死亡保険 介護医

上

望が前年度以前から引き続き金融 0 庁等から上っています。 成年の被扶養法定相続人数 相 万円」を上乗せ)、 続税評価方法の見直し等の要 上場株式等 × 5

## ひとり親家庭住宅支援資金貸

### その他の要望

#### ●電子帳簿等保存制度において使 関を総務大臣 用するタイムスタンプの認定機

に係る制度運用が大きく変わる予 保存法が施行され、 令和4年1月から改正電子帳 電子帳簿保存

移行すべきとの要望が出され 会に代わり総務大臣による認定に の一般財団法人日本データ通信協 イムスタンプの認定機関を、 子帳簿保存にあたって使用するタ これを受けて総務省からは、 現行 7

である一般財団法人日本データ通 されたことに伴い、 信協会を総務大臣による認定制度 の総務大臣による認定制度が創設 と見られます。 一への 今回の要望は、 0) タイムスタンプ認定の 「指定調 一元化を図る方針によるも 査機 タイムスタンプ 関 現行認定機関 に移行さ の総務大

43